

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

前期計画では、令和7(2025)年等を見据え、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目標としましたが、今回の計画では、令和22(2040)年等の中長期を見据え、医療・介護連携の強化、介護現場の生産性向上の推進等による地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざし、次のとおりとします。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりをめざして
～地域包括ケアシステムの更なる深化・推進～

この基本目標を実現するため、次の5つの施策の柱に基づき、具体的な施策を展開していきます。

第2節 施策の体系

1. 高齢者が活躍する社会の推進

高齢化が進展する中、地域の活力や経済を維持していくためには、高齢者自身が地域社会を支える一員として、これまで培ってきた知恵や経験、技能、意欲などシニアパワーを十分に発揮し、活躍することが重要です。

県では、高齢者が活躍する場づくりなど多様な社会参加を支援し、高齢者が意欲と能力に応じて働くことができるよう就業機会の確保・提供に努めるとともに、高齢者が生き生きと活躍できる社会の重要性について、広く県民に啓発していきます。

2. 地域包括ケアシステムの体制整備

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の課題を分析して、高齢者が自立した生活を送ることができるための取組や、壮年期から健康寿命の延伸に向けた健康づくりを進めていくことが必要です。

県では、市町村が保険者機能を発揮して、リハビリテーション専門職等と連携した効果的な介護予防の実施や、多職種が参加する自立支援型の地域ケア個別会議を活用した適切なケアマネジメントの推進が図られるよう、研修会等を通じて市町村を支援します。

また、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、医療と介

護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進、地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していきます。

3. 認知症施策の総合的な推進

認知症高齢者の数は、全国で令和2(2020)年に600万人と推計されており、令和7(2025)年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。認知症が多くの人にとって身近なものとなっている中、令和元(2019)年6月、国の認知症施策関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が決定され、令和6(2024)年1月1日には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

県においても、認知症施策推進大綱及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、第2次宮崎県認知症施策推進計画を策定し、下記の理念及び方針に沿って、市町村のみならず、医療・介護・地域といった各分野の連携の下、関連施策を総合的に推進します。

○ 理念

認知症は誰もがなり得るものとして、予防^(*)に資する可能性がある取組を推進するとともに、たとえ認知症になっても、尊厳を保ち、安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、次のとおりとします。

認知症があってもなくてもできる限り住み慣れた地域で
安心して自分らしく暮らし続けることができる社会づくりをめざして

○ 方針

① 認知症に対する正しい理解の普及

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるための基盤として、本人の協力も得ながら認知症に対する正しい理解の普及に取り組みます。

② どこに住んでいても、予防・医療・介護等の連携による適時適切なサービスが受けられる環境の整備

予防に資する可能性のある活動を推進するとともに、医療、介護及び介護者支援といった、本人や家族等が必要とするサービスが可能な限り住み慣れた地域で切れ目なく受けられる環境を、地域住民の活動も促進しながら整備します。

*1 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ということを意味する。

③ 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援体制の構築

本人が認知症になる前と変わらず、社会の一員として住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーを推進するとともに、本人の意欲に応じた支援が行える体制を整備します。

4. 介護サービス基盤の充実

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自らが選択したサービスを利用し、自立した生活を送ることができるようにするため、居宅サービスや地域密着型サービスの充実等により地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護する家族等の負担軽減を図ります。

また、居宅では介護の困難な重度の要介護者の増加やニーズの多様化への対応として、各市町村計画を基に、施設・居住系サービス基盤の計画的な整備を促進するよう努めます。

5. 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上の推進

後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれます。地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の取組を一体的に進めていくことが必要です。

こうした現状において、県では、「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「資質の向上」の3つの視点から、介護人材確保・定着に向け、総合的な対策を講じていきます。

また、限られた人材の中で、より質の高いサービスを提供するために、介護現場の生産性向上に向けた業務改善等の取組を推進します。

◆計画の概念図



◆体系図

